

議 事 錄

会議名称	令和7年度第2回加古川市人権教育啓発推進審議会
日 時	令和7年12月15日（月曜日） 午後3時～午後5時
場 所	人権文化センター 小ホール
出席者	<p><委員></p> <p>森 実会長、上田 博紀副会長、嶋 基伸委員、藤本 恵弘委員、 清田 美由紀委員、浜田 時子委員、藤原 ひとみ委員、岡村 昌夫委員</p> <p><事務局></p> <p>名生市民協働部参事（兼）人権文化センター所長、 東人権文化センター副所長、金澤総務・研修係長、三俣教育・啓発係長、 記村教育・啓発係指導主事、夫総務・研修係主査</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>　　加古川市人権に関する市民意識調査（検討案）について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・人権文化センターだより（第53～第54号、臨時第21号）
傍聴者の数	4人

開会	司会	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>出席状況は、委員 11 名中 8 名の出席となっておりますので、加古川市人権教育啓発推進審議会規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを、報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまより、令和 7 年度第 2 回加古川市人権教育啓発推進審議会を開会いたします。</p>
新任委員の紹介	司会	<p>まず初めに、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。</p> <p>加古川市企業人権・同和教育協議会 副会長の藤本 恵弘(ふじもと よしひろ) 委員です。藤本委員、簡単にご挨拶をおねがいします。</p>
	藤本委員	(藤本委員、あいさつ)
配布資料の確認	司会	<p>それでは、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前に送付させていただいております、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料 1 加古川市人権に関する市民意識調査票 (検討案) ・資料 1 別紙 市民意識調査新旧対照表 (検討案・最終案) ・資料 2 加古川市人権教育啓発推進審議会 委員名簿 <p>こちらは、机上に差し替え分を配布させていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 3 加古川市人権教育啓発推進審議会規則 <p>これらの資料は事前にお渡ししているものです。本日お持ちでない方はお申し出ください。</p> <p>次に当日配布資料として机上にお配りしています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局名簿 ・人権文化センターだより No.53～54 号 ならびに臨時号 No. 21 号 <p>となります。不足等ございませんでしょうか。</p> <p>資料につきましては、傍聴人の方にも配布させていただいておりますが、のちほど回収させていただきます。途中でお帰り</p>

		<p>になられる際は、事務局までひとことお声がけください。</p> <p>それでは議事に移ります前に、森会長よりご挨拶をいただきたいと思います。森会長、よろしくお願ひいたします。</p>
	会長	(開会あいさつ)
	司会	ありがとうございました。
	司会	<p>それでは、議事に入ってまいります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第6条第1項の規定により、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
	会長	<p>それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の審議会に関しましては、原則公開としますが、議題の内容から会議を非公開とするべきと判断する場合には、審議会規則により会長判断で、非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、今回の議事録署名人を決めておきたいと思います。本日の会議の議事録署名人は、藤原委員、藤本委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事の「加古川市人権に関する市民意識調査 検討案について」事務局より説明願います。</p>
	事務局	<p>それでは、ご説明します。資料1をご覧ください。</p> <p>こちらは、前回、8月に実施した審議会において出していただいた意見をもとに、朱書きで修正を加えたものになります。</p> <p>なお、資料1別紙については、変更点のみ抜き出して新旧表にしたものですので、必要に応じご参照ください。</p> <p>まず、前文の4行目からの表現についてですが、何を目的とした調査であるか、よりわかりやすくなるよう変更しました。</p> <p>次に、「ご記入にあたって」の1番。これは、もともとあった文言ですが、下線を引いて、強調しました。</p> <p>次に、4番ですが、本調査はオンラインでも回答可能とする予定ですが、すでに市で行った別の意識調査と同様の表現を追加しております。資料1の2ページ、問2をご覧ください。</p> <p>賃貸住宅への入居が拒否されることについて、外国人だけではなく高齢者にもよく言われることであるという意見がありました。これについて、国土交通省が令和3年度に実施した調査によると、賃貸オーナーの約7割が「高齢者への賃貸に拒否感がある」と回答しており、この問題についてのメディア報道も近</p>

年されていることから社会的な関心も高まっていると判断したため、「シ 高齢者であることを理由に、賃貸住宅への入居が拒否されること」の設問を追加しました。

次に4ページ問4について、「ほとんどない」は、言い換えれば「少しある」ということなのに、「ない」に分類して、どういったものか内容を聞かずに次の設問に進ませることはいかがなものかというご意見がありました。

これについて、ご覧のように、「ほとんどない」を選んだ方についても、その内容を答えていただくように変更し、後の分析が可能となるようにしました。

次に問4-2についてですが、前回審議会でいただいた意見を踏まえ、より近年の社会情勢を反映した設問内容とするため、12番目の選択肢として、「SNS管理者に通報した」を加えました。

次ページの問5については、問4と同様の修正内容となっておりますが、問5-2では、人権侵害をした側が「SNS管理者に通報した」というのは合わないので、追加はしておりません。

次は少し飛びまして、9ページ、問12になります。

「ケ 国会議員の女性割合が低いこと」についてですが、前回の審議会でいただきましたご意見について、お調べしましたところ、公開されている最新のもので、衆参両院で女性議員が19.0パーセントであるのに対し、兵庫県は15.1パーセント、都道府県議員の全国平均14.5パーセントでした。また、加古川市議会では22.6パーセントとなっております。

市議会についても、国や県よりは比率は高いものの、男性が多数派であることから、「国会議員および地方議会議員の～」と修正をさせていただきました。

次に、10ページの問13の才についてですが、誤解を与える表現であるという指摘をいただいたことから、「性別不合のために性別変更を望む人は同性愛者であるとは限らない」としました。

次に、11ページの問15のイについてです。「個人の～」とすると自分のこどものことについて含めて考えない人もいるという意見や、それを踏まえて「他者の」としたほうがよいという意見がありましたので、表現を修正しております。

また、今お配りしている資料には載せておらず恐縮ですが、事務局からの提案として12ページの問18をご覧ください。

ここは、次のような取組について知っていますかという今現在人権文化センターで実施している啓発の取組に対しての市民の認知度を図る設問ですが、ここに「人権お困りごと相談」、公民館で実施している巡回人権相談のことですが、これを選択肢と

		<p>して追加したいと考えておりますので、のちほどご審議いただきますようお願いします。変更内容は以上となります。</p> <p>なお、今回の審議会は、今年度全3回のうち、2回目となります。今後のスケジュールとしては、本日出たご意見を踏まえて修正を行い、来年2月に予定している3回目でお示しして、3回目の審議会のあとに、最終的な修正、これは軽微なものを見込んでおりますが、これを行い完成とする。</p> <p>このように進めていきたいと思いますので、本日は皆様にぜひ活発なご審議を行っていただけるよう、お願ひいたします。</p> <p>それでは、会長へお返ししたいと思います。</p>
会長		<p>それでは今の事務局の説明について、不明な点など、ご質問がありましたらお出しください。</p> <p>また、調査票全般について、もっとこうしたほうが良いんじゃないかといったご意見についてもお伺いしたいと思います。</p>
委員		10ページの問13の性別不合についての語句解説について、検討中となっていますが、ここはまだということでしょうか。
事務局		男女共同参画センターと協議を進めまして、次回2月実施予定の審議会でお示ししたいと考えております。
会長		<p>私から1点あるのですが、9ページの問11-1で、「個人を名指しした悪口」、「個人を名指ししない、同和地区の人たちに対する悪口」といった表現があります。</p> <p>悪口という表現は、わかりやすいといえばわかりやすいけど、なんだかベタな表現だなと思いますので、他のもっと良い表現がないのかなと思います。いい言葉が思い浮かばなくて、このままでもいいかなと思わなくもないのですが、この点、何か良い表現はありませんでしょうか。</p>
委員		人権侵害の事例についての設問なので、悪口と表現するのがいいのか、ただ悪口といつても色々ありますし、悩ましいところですね。
会長		4、5ページを見ていただきますと、1番で似たような表現として「噂や悪口により、名誉・信用等を侵害された」とあります他、6番では「プライバシーを侵害された」とあります。プライバシーを侵害されたというのは個人情報を明かされたというふうな意味合いになるかなと思います。また、10番では、「インターネット上で差別・誹謗中傷・いじめなどを受けた」

		<p>とありますて、このあたりが繋がる事柄かなと思います。</p> <p>どういうことかというと「噂や悪口により、名誉・信用等を侵害された」というのは、悪口がすべてどうこうというわけでは必ずしもないという言い方なのかなと思いながら拝見しました。例えば、1番を本人を名指ししたプライバシー侵害や悪口という表現に変えるのはありうるかなと。2番は個人というわけではないので、名誉・信用等の侵害、あるいは問4-1の10で使っているような誹謗中傷・いじめなどという感じですかね。個人の方はプライバシーの侵害や悪口ぐらいですかね。例えば誰それは部落出身だと書き込んだとして、それがいろんな活動に対しての尊敬の気持ちから書いたんだということであったとしたら、本人からすると悪口のつもりではない。しかしそれはその人が部落出身であることを本人の了解もなく発信するということはプライバシーの侵害に他ならないので、プライバシーの侵害や悪口としてはどうか。</p> <p>2番のほうは、誹謗中傷や悪口とはあまり言わないので、表現が悩ましいところです。</p>
委員		<p>ちょっと立ち返って考えてみると、問11という設問は、要はインターネット上の書き込みを見て、それが人権侵害であると感じた人が11-1へ進むわけです。ということは11-1へ進む人はそれを人権侵害だと受け止めているわけです。であれば、1番は「個人を名指しした内容」といったように、この問の前提を考えてみたときに、「悪口」といった表現をあえて使う必要もないかなと。2番は、「個人を名指ししない、同和地区の人たちに対する内容」とするととか。誰を対象とした内容だったのかととらえたら、それが悪口なのか、誹謗中傷なのか、どう受け止めようが答えてくれるのかなと考えます。</p>
会長		<p>これ、ちなみに前回はどういう表現だったのですか。この言い回しだったのですか。</p>
事務局		<p>そうです。</p>
会長		<p>まあ前回との検証関係もさることながら、今回の調査において、委員として、よりふさわしい表現を考えるという観点からすれば、とてもいい意見だと私は思いましたが、いかがでしょうか。他にもっとこうしたほうがいいといったような意見はありませんか。</p> <p>——ないようでしたら、この問11-1に関して、1番は「個人を名指しした内容」、2番を「個人を名指ししない、同和地区</p>

		<p>の人たちに関わる内容」というふうにするということで結論したいと思います。</p> <p>他の箇所についてご意見ありましたらお出しください。</p> <p>前回一度素案に対して意見をいろいろ出したうえで、修正を経て今日を迎えてるので、なかなか違和感を発見すること自体が難しいと思います。全部の設問に対しては難しいと思いますので、各委員関心のある設問について、選択肢を含めもう一度読み込んでいただくというのがあってもいいのかなと思いますので、5分ほど時間をとりたいと思います。また5分後にお尋ねします。</p>
委員		<p>問4と問5のところで、「ときどきある」という選択肢が増えたんですけど、それを増やすなら「ほとんどない」はもういるんじゃないんじゃないかなと。それと、問5のところで、「ほとんどない」、「まったくない」、「わからない」を選んだ人が問5へ進むとなっているので、ここは問6へ進むが正しいかなと思います。</p>
委員		<p>その点でいうと問10のところも、「聞いたことはない」を選んだ人に対しては、問11へ進むとすべきかなと思います。</p>
会長		<p>ありがとうございます。今の問4、5の「ときどきある」を入れるなら「ほとんどない」は必要ないのではないかという意見に対してはいかがでしょうか。</p>
事務局		<p>最近令和6年に県が意識調査をやっているのですが、その中では「ある」、「ない」、「わからない」の3択という形で非常に明確にされています。それから、兵庫県下の各市町村においても加古川市のような5択というのは非常に少なく、3択または4択としているといった状況です。我々としては5択のほうが細やかに分析できるので良いとは思っているのですが、回答する方が迷われやすいといった面もあると思いますので、その点、皆さまでご審議いただけたらと思います。</p>
会長		<p>回答する側の心理としては「ほとんどない」という人が結構いそうな気がします。それに丸をつけても、問4-1や4-2に答えないといけないようになっている。実際に問4-1を読んでみると、これは当てはまるなというふうになりそうな気がする。これがときどきあるというのが以前のように、問4-1や4-2に答えないといけないよというふうになれば、答える側の人間は「ときどきある」に入れて、次の設問に行こうとなりやすいんじゃないかなと思います。</p>

	事務局	<p>一点、整理をしておきたいのですが、「よくある」、「ときどきある」、「ほとんどない」、「まったくない」、「わからない」という5択はもともとお示ししていたものでして、「ときどきある」が追加されるということではないです。</p> <p>今回の変更点としては、「ほとんどない」がもともとは、問4-1や問5-1に進まずに次の設問に進むようになっていたところ、「ほとんどない」を選択しても、それがどういう内容のものであったか、また、どういう対応をとったか回答してもらうようにしたというものです。</p>
	会長	ということだそうで、私も認識があいまいでした。
	委員	今、明確になりましたので、現状案でいいと思います。
	会長	<p>加古川市とすれば、これまでの調査との対比も5択を残しておけば出来るということです。今の方はそれでよいでしょうか。</p> <p>他にはどうでしょうか。私の方からですが、6ページの問6のなかの選択肢の力「妻が働いていなくても、夫も家事・育児をすべきだ」は、読めばだいたい意味はわかるとは思いますが、夫がどこかに就職している場合には誤解はないかもしれません、自営業されているお宅などでは、これを読まれたらどう感じるのかと思います。ここに自営業の方がいらっしゃるかはわかりませんが、自営業の場合は店とか零細の企業とかだと2人でやっている感じになると思いまし、自営業でなくて、夫がどこかに勤めている場合で妻が働いていないというのは妻は専業主婦であるとなりますよね。そのあたり、人によっていろいろ受け取り方が変わってくるのですが、前回もこの聞き方で聞いているというんですよね。表現を変えると前との比較が難しくなりますし、このままでもいいのかなとも思うんですが、委員の皆さまはこの表現でここまで違和感がないということでいいでしょうか。</p> <p>それと、もう一つ、LGBTQ+の注釈について、トランスジェンダーというのが自分の身体の性と認識している性が異なるということではなくて、戸籍上の性別といった方が日本の場合はすっきりするのかなと思いますが、登録されている性と、認識する性が異なるという場合をトランスジェンダーというので、この書き方は変えたほうがいいかもしれないなと読んでいて思いました。身体の性、心の性という表現も従来は説明に使われていたのですが、解釈がややこしい部分があって、登録された性別と自認する性別が違うというようになつていったと思いま</p>

		<p>す。また、もう1点ですが、最後の行で、それ以外の性のあり方に関して少数である人というのも、それ以外がどこにかかるかという問題があると思います。今の2点について、お気づきの点があれば、委員の方からご意見お出しいただければと思います。</p>
	委員	<p>今のお話ですが、LGBTQと表現している書籍もあれば「+」がついているものもありますよね。この調査票では LGBTQ+と表現していますよね。私たち擁護委員としても、広報を出す際にどの表現の仕方をしようか迷うときがあります。</p>
	会長	<p>意味しているところは同じだと思うのだけど、どの表現を用いるか迷うことがあるという意見、これは市のほうでは何か基準があるんですか。</p>
	事務局	<p>この語句説明は、男女共同参画センターで専門家の監修を経て出したものとなっています。ただ、先ほど会長がおっしゃったように、身体の性と心の性という言い方が今現在主流な表現であるかというところはあると思いますので、持ち帰り、担当部署と協議したうえで改めてお示しさせていただきます。</p>
	会長	<p>LGBTQに「+」をつけるかどうかということについては、加古川市では、今は「+」をつけて表現するのが基本だという理解でいいでしょうか。</p>
	事務局	<p>確かに色んな表現の仕方はあるのですが、加古川市では、 LGBTQ+の表現を用いようというふうになっています。</p>
	委員	<p>今の話とは変わりますが、問8-1の学校での人権教育に関する設問で、どういう内容を教わりましたかというものがあるのですが、人権の項目としては 16 か 17 項目あると思うのですが、おもいやりのこころ、今ないですか。今年も作りますが、その背表紙に載せていて、16 から 17 に増えたと思います。調査票では今 12 個は載っているのですが、おもいやりのこころに載っていてここには載っていない分を追加していただけたらと思いますがいかがですか。</p>
	会長	<p>これ 6 月に国のほうで「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）という計画を出しましたが、そこでは 18 個になっていましたか。</p>

	事務局	<p>今年度ゲノム情報に関する偏見や差別をなくそうというのが追加されましたが、それをこの調査票の13番に持てきたらどうかということですか。</p> <p>啓発活動強調事項ということで、人権課題とはまた別ものなのですが。</p>
	会長	<p>今のゲノム情報は、入るとすれば、この設問の13番目の選択肢として加えるということですか。</p>
	藤原委員	<p>今、事務局の方におもいやりのこころを皆さんにお配りするようにお願いしましたので、資料が届くまで待っていただけたらと思います。</p>
	会長	<p>それでは、先に他のご意見をお伺いします。</p>
	委員	<p>問13についてですが、全部で5つ設問があるのですが、上2つは同和問題、下3つは性の多様性に関する設問になっています。これはなぜ、この2つ（同和問題、性の多様性）を同じ設問にしたのかなど単純に疑問に思いました。例えば、問6に性の多様性に関する3つを移動させて、同和問題に関する2つはまた別のところに移動させるのはどうでしょうか。</p>
	会長	<p>前回の調査との兼ね合いはありますか。前もこうなっていましたか。</p>
	事務局	<p>この問13は、のちに他の設問とクロス集計をする前提で設置したものでして、例えば、問6のケ「いわゆる同性婚も認めるべきだ」と問13のイ「同僚にLGBTQ+の人がいる職場では働きたくない」やオ「性別不合のために性別変更を望む人は同性愛者である」はクロス集計することで、一般論として回答させたときと家族に関することでという前提で回答させたときの回答の違いがわかるものとなっています。</p> <p>また、前回の調査票をベースにしていますので、設問の構成自体は変わってはいないですが、前回はコロナ禍に関する設問として2つ、ホームレスに関する設問が1つ、ここに入っていました。8月の審議会でお示しした理由でそれら設問を削除した結果、設問の見え方が変わったということはあります。ですので、削除した設問の代わりに何か新しい設問を入れることは可能と考えます。</p>
	会長	<p>この問13のウ、エ、オを問6のほうに組み込むというものと</p>

	委員	いうのは一つの案として成立するということですね。ア、イに關してもどこか他の同和問題に關連する設問に組み込むと。
	委員	記憶がはっきりしないところもありますけど、前回の調査票作成時は、1つの人権課題について同じところで全部聞いてしまうと、回答が良い方に偏ってしまうから、設問を散らしてランダムで出したほうが、正直な回答を得られるからそのほうがいいんじゃないかという話があったと思います。
	会長	今の件でいうと、一般論ではこうだけど、身内のことになると答えが変わるのは、よく言われるところです。それでいうと問6だと、サ「自分の身内にLGBTQ+の人はいてほしくない」というのは結構、身内に關わるような設問ですよね。他方で、一般的にLGBTQ+の人をどう見るのがというと、また別の答えが出てくるということはありうると思うので、そういう意味だと思っていいですか。同和問題に關しても同様のことがいえますよね。
	委員	はい。同じ設問中に並べて問うと、一般論のほうに回答が引きずられがちだけど、ランダムな並びで聞くと、正直な回答になるところがあるのではないかでしょうか。
	会長	よくわかりました。ありがとうございます。問13の中に、前回は入っていた選択肢を今回は省くというのには、理由があったと思います。コロナ禍に関する設問については、ある程度過ぎたということだと思いますが。
	事務局	前回の審議会でご説明させていただきましたように、「ホームレスになるのは自分の責任が大きい」という設問は、今現在でいうと加古川市にはホームレスの方がほぼいないということや、ホームレスの方にこの調査票が届かないということがあって、今回の調査からは省くという判断をしました。コロナウィルス感染症に関する設問は、前回実施時とは社会状況が変わったということで、調査から省く判断となったものです。
	委員	では、この問13にもう1個か2個、別の人権課題の設問を加えてはいかがでしょうか。
	事務局	今、社会問題となっている事項であれば、委員方からご提案いただければ委員のおっしゃる方向で検討したいと思います。

	<p>委員 それなら、障がい者に関する設問を入れてもらいたいと思います。</p> <p>会長 障がい者問題でいえば、「どんな障がいがある人も同じように地域の学校で学ぶべきだ」という設問の追加は検討に値すると思います。それは何故かというと、国連はそうしようと言っているが日本政府はあまり言っていない。障がいのある子は別の学校に行ってもらおうとなっている。国連は再三、そのやり方は間違っている、障害者の権利条約に批准している以上、すべてのこどもが地域の同じ学校で学ぶようにしてくださいと言っているということがあります。もう1つ案を出すならば「障害がある人も、他の人と同じように全ての権利を認められるべきである」という設問です。これはどういうことかというと、移動権、就労権、それから生活権といったような基本的人権ということで日本国憲法第3章に掲げられているようなものがありますよね。そのようなものをすべて障がい者に対しても認めるべきだというものが障害者の権利条約なのですが、日本はあまりそう言ってないんですよね。例えば、移動権1つとっても、加古川駅にはエレベーターがありますけど、すべての駅にあるわけではないですよね。階段しかないような駅もある。そういうのは障害者の権利条約違反ということになる。就労権は、企業だと今2.5パーセントは障がい者の人を雇ってねということになっているけど、障害者手帳を持っている人の割合としては4パーセントか5パーセントはあったと思います。4～5パーセントというこの比率は、高齢の人も含めた比率になるので、就労可能な年齢の間での障害者手帳を持っている人の比率は今頭の中にはないですが、いずれにせよ、2.5パーセントで十分かというと、そうではない。例えば、韓国へ行くと、発達障がいや知的障がいの人が公務員になれるような取組がある。これは今までなかった新しい仕事を作るに近いような面がありますよね。最近言われるようになった発達がいとかの人も働く場がちゃんと持てるようにするというのが権利条約の立場だということです。なので、今言ったような設問を盛り込むのは、検討する価値があるかなと思います。障害者の権利条約は4年に1度、国連に対し自国の取組がどれくらい進んだかを報告しなさいというのが入っているので、そのことについても盛り込めなくはないとは思いますが、候補としては、今言った2つは候補になり得ると思います。</p> <p>この件は持ち帰ってもらって、事務局また考えてもらえますか。多くても2つくらいでいいと思うんですけど。</p>
--	--

	事務局	事務局案を作りますので、次回報告させていただきます。
	会長	<p>他の点でご意見ありましたらお出しください。</p> <p>では、私からですが、問7については、正解がはつきりしているタイプの設問かなと思います。7つある選択肢のうち、目上の人へ従うとか道路の右側を歩くだとかは日本国憲法には書いていないことですよね。ただ、最後の選択肢として「わからない」というものがあります。この「わからない」に丸をついたらどうなるのだろうという疑問があります。人によってはですね、1～6に丸をついているのに、7番目の「わからない」にも丸をついているという回答をしてくることは結構ありますよね。その場合は、分析するうえではその7「わからない」への回答は省くということになるのだろうけど、「わからない」というのに丸をつけていながら他にも丸をするというのは矛盾しているといえば矛盾していますよね。その一方で、設問の作りとして丸はいくつでもつけてよいとなっている。ここが構造としてよくわからないなと思いますね。上から順番に丸をつけていったけど、はつきりわからないなと思いながら、最後の「わからない」に丸をするというのは、心理的にわからないこともないし、設問の作りとしてはあまり良くないのかなと思います。他の方、この点どう思われますか。丁寧にやるなら、丸はいくつでも良い、ただし1～6のどれかに丸をつけた人は、7には丸をつけないでくださいと記載するやり方もいいと思う。しかし、そう記載せずとも、先ほど言ったように、複数回答で、かつ「わからない」に丸をしてきた人については、「わからない」への丸をなかったものとしてカウントするというのは調査手法としては普通なことです。ですので、このまま修正しないというのも判断としてはありうると思います。</p>
	委員	この「わからない」を消すのはどうですか。
	会長	「わからない」を消すのは難しいかなと思います。この設問の選択肢を見てもわからない人もいると思いますので、ある方が良いと思います。例えば、「日本国憲法に国民の権利として何が書いているのかわからない」まですれば、1～6と7番は両立しないということをはつきり示せます。仮に「わからない」がないと、でたらめに丸をつける可能性が高まります。あるいは、1つも丸をつけないで、そのまま次の設問に進んでしまうというのも増えると思いますが、設問を素通りした人が、わからないから設問を素通りしたのか、設問に気付かずに行つた人と、区別がつかなくなります。ですので、ただ「わからな

	委員	<p>い」とするよりかは、「憲法に何が書いているのかわからない」としたほうがよいかなど。</p>
	委員	<p>他の項目の設問もよく似た構成になっています。例えば、問11なんかは1や2を選択した人は次の設問に進んで、3を選択した人は同じ設問の枝番に飛ぶようになっている。問7をそれに当てはめると、1から6を選んだ人はA回答の人、7を選んだ人はB回答といったような分け方になるのかなと。今言われたように、1から6のいずれかに丸が入ってるので、7にも丸をつけると、設問上の矛盾が生じる。今回はWEBでも回答可能ということで、WEBで回答するなら、1～6を選んだ時点で7を不活性化して選べないようにするみたいなことはできますよね。ただ、紙媒体だとどちらも丸が入っていたらどう処理するのか、WEB上での処理と紙媒体の処理の違いが出てくると、アンケートの性質も変わらんだろうと。大方の人が紙媒体で回答するのだろうという見通しでいくなら問7も、今言ったように、例えば問11のような見え方をするべきだと思うんです。1～6までが1グループ、7は独立した1グループといったようなことが視覚的にわかるようになっていたら、今の問題は解決するのかなと。</p>
	会長	<p>ありがとうございます。1つの解決方法ですよね。今言っていただいたように問8～11なんかも14番に「おぼえていない」というのがあって、同じように矛盾が発生してしまう可能性があるということですね。</p>
	委員	<p>同じ選択肢上で矛盾が生じる場合は、何か視覚的なラインを引いてあげることで回避できるのではないか。完全に防げるとまでは思わないですが矛盾が生じる可能性は減らさせますし、WEB回答だと選択肢の不活性化などで完全に防げる。ですので紙媒体においては、やはり見え方の工夫はするべきかなと思います。</p>
	会長	<p>これも今日全部ここで解決するのは難しいところもありまして、このまま修正しないというのも処理上どうするのかということがはっきりしていれば問題がないと私は思っているところもありますので、その点は事務局に検討いただくということでおろしいですか。</p>
	委員	<p>さっき出たところで、WEB回答では1～6をつけた時点で7を不活性化させるけど、紙媒体だと7に丸をつけようと思え</p>

	事務局	ばつけられるというのでは、やはりかみ合わないところも出てくるので、どちらかに統一はしてほしいと思います。
	事務局	できるだけわかりやすく回答していただけるような表現の工夫については、持ち帰り考えさせていただきます。それと、例えば、先ほどの7ですが、1～6までのどれかに丸がついていれば7の丸はないものとして考えるというように集計していきます。
	会長	他にご意見ありましたらお出しください。それでは、もう1つだけ。問8－1の選択肢にハンセン病回復者というのがあって、そこには※印がついており、欄外に語句解説が載っています。基本的に異論はないのですが、ハンセン病回復者の家族の問題というのがこの間議論されていますよね。ハンセン病だった人の家族というのは結構不利益を被っていて、家族の訴訟というのが出ていて、それについて安倍さんが総理だったときに国は控訴しないという判断をしたので、この問題に、家族に対する差別も取り込もうということになっていたと思います。ここはあくまでハンセン病回復者についての語句説明なので、要らないといえば要らないのですが、併せて補記しても良いのかなと思います。また、これに関しては他部局との調整もまた必要になるかもしれないなと思うのですが、そこもいかがですか？
	事務局	(資料 おもいやりのこころを委員に配布)
	委員	これに関して、今職員さんが配っていただいたおもいやりのこころを見ましたが、ハンセン病に関しては「ハンセン病患者・元患者・その家族に対する差別」という表現になっています。
	会長	確かに、配っていただいた資料には、「ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別に関すること」となっていますね。これだけ、他の項目より文言としては長いと。ここも語句解説の中のことなので、また事務局に考えてもらいたいと思います。
	事務局	せっかく取り上げていただいたので、今配布してもらった資料について、少し説明いただけたらと思います。
	事務局	先ほどお配りしましたものは、中学生の生徒に書いていただいている作文を載せた冊子があるんですけど、その裏表紙をコピーしたものになります。内容としては人権擁護委員のお名

		前や相談先を簡単に載せているのものになります。また、人権擁護委員に対し、とりわけ取り組んでいただく内容として啓発活動強調事項というのを法務省が作成しております、それが全部で 17 項目、令和 7 年現在 18 個項目あり、その一覧も載っているというものです。
	会長	先ほどの議論ですと、人権課題として載せる数はこれでいいのかということでしたので、今の事務局の説明は重要なことかと思います。
	委員	この項目自体は法務省が掲げている人権に関するもので、まあこういうことがありますよねえと私たちもこれに関する相談があればということなんんですけど、先ほど、例えばホームレス問題は加古川に関してはないという話がありました。それから、感染症についても今はもうコロナ禍は落ち着いたという状況もある。ですので、この事項についても全部を記載する必要があるとは思ってなくて、ホームレスや感染症のようなものは省いてよいと思っています。これ見ましたら、刑を終えて出所した人とか、人身売買とか、ゲノムとか、今の設問に載っていないものについて必要か不必要かはまた皆さんで判断していただいたらよいと思います。
	委員	この問 8 の構成をみると、問 8-1 の 13 がその他になっていて、内容についても具体的に書くところがあり、また、問 8-2 では興味深かったところについて自由記述で書いてもらうような形になっています。ですので、載っていないものについては、問 8-1 や問 8-2 で書いてもらうということで今の形でも対応できるのではないかでしょうか。
	会長	今の意見についてはどうでしょうか。
	委員	それで良いと思います。
	会長	人権学習についてはどんなふうに学ぶかというのも、問題としてあります。人権学習をするときに何を目標・目的にするかというのを考えると、よくあるのは「差別してはいけない」ということを学ぶというタイプ、それと、「誰とでも仲良くしよう」というので終わってしまうタイプ。みんな仲良くしようということというのは、今の人権教育として果たしてそれでいいのかというのかというのは議論になっているところでです。誰とでも仲良くというのは結構ハードで、それを言う大人

		<p>は本当に誰とでも仲良くやっているのかということを思うような、こどもすら、ともすれば出てくるくらいでして。「みんな仲良く」を押し付けられても、かえって反発を強めるような。人権教育としてあるべき姿というのは、どんな人とであっても、最低限これくらいはしましょうねというもの。嫌いな人が出てくるのは当然として、反りの合わない人がいたとしても、最低限これは守らないといけないんだというのが人権だという言い方になっているんです。どの問題について学んだかということもさることながら、どういう形で学んでいるのかということは、尋ねてみてもいいのかなと思いますね。先ほどおっしゃっていたいていたのは、今私が申しあげたことに近いのかなと思いました。</p>
	委員	<p>まさにそうなんです。こどもたちと関わる中で、1年生が入学してきて「みんな仲良くなろうね」という大きな方向はあります、だんだん学年が上がるにつれ大きくなってきて、我々も嘘をつけないので、人と人のことだから、合う合わないというのは当然あるんだけど、最低限この線は越えたらあかんどうというものはある。相手を貶めるような言い方だとか、あからさまに無視するだとか。それは先だっての朝会でも、こどもたちにお話ししたんですけど、相手を人としての最低限の距離感、言葉の受け渡しというところは大事にしないといけない。何か断るにしても相手のことを思いやる断り方だとか、そういうのを大事にしていくというのが人権教育の端々で存在していくようになったので、1つ1つを挙げるときりがないのですが、「みんな仲良く」というのはおそらく低学年にはわかりやすい道しるべとしてふさわしいのですが、それを強いるというのは片や人権課題になってくるだろうとも思うので、「人と人の間でどう生きるかということなんだ」ということはこどもたちにも伝えているところです。</p>
	委員	<p>この問8は小学校、中学校、または高校に限定する設問だということですか。個人的には学校ではなくて、学校の外に出て学んだこともたくさんあるんですけど、学校の中に限定するような設問ならそんなのを入れられませんけど。</p>
	事務局	<p>この設問では小学校、中学校、高校に限定したものになります。学校で教える中での課題を今後どうするかということを問う設問ですので、限定を外してしまうと学校の外の話も入ってくるので設問の趣旨がぶれてしまいます。ここで選択肢として掲げているのは、現在の学校教育上で重きを置いているところ</p>

		として、いわゆる人権課題というとどこまでも広がるので、そこについては、その他の部分や自由記述で拾えるのかなと考えております。
委員		さっきの「みんな仲良くしましょう」という話ですが、私の経験でいうと、「自分のことは自分でしましょう」ということがたくさんありました。「自分のできることは自分でしましょう」に変えてくださいという意見もどんどん出てました。ですので、そういう目線で考えていったらいろんな考え方があるんだなあと納得したことも多いっぱいありました。
会長		<p>今回の意識調査ではここまで踏み込むのは置いておこうということでいかがでしょうか。また学校現場でどうされているかとかいうことを教えてもらって、こんなのがいいんじゃないかという議論もあり得るなあとも思いますが、今回の意識調査ではここまでということでよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど私が言った、ハンセン病回復者についても、家族の問題を入れるというのも、先々にするということで良いでしょうか。</p> <p>もう1つ、問8-1についてあるのですが、外国人の人権問題と、外国人労働者とその家族の人権問題ということで選択肢を分けられていますが、これは何か理由があつてこうなっているんでしょうか。例えば、在日韓国・朝鮮人の人に関わることと、いわゆる入管問題に関わることを分けるというのはわかるんですけど、外国人の人権問題と外国人労働者とその家族の人権問題という書き方をすると、前者の中に後者が含まれていると言えますよね。同じようなことで言うと、子どもの人権問題と子どもの権利条約についても選択肢が分かれていますが、これも前者の中に後者が含まれていると言える気がしなくもない。ただ、ここ数年子どもの権利条約については再注目されていて、子どもの権利条約のことを子どもに学んでもらう必要があるんじゃないかという、何より、教育が一番というふうに言われていますが、子どもの権利条約の大切さというのが改めてトピックとして注目されているので、この2つが分かれているのはまだわかるかなとも思います。外国人のところはよくわからない。</p>
事務局		外国人の人権問題というのは、前回は在日韓国・朝鮮人と記述していました。
会長		その書き方ならわかります。いわゆるオールドカマーとニュ

		一カマーという書き方になると思うので。在日韓国・朝鮮人の人の問題を選択肢として書き分けるというのはありかなと思います。
事務局		今回の形を前回の形、つまり、選択肢の5番に関しては在日韓国・朝鮮人の人権問題という表現に戻すということも可能かと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。
会長		<p>いかがでしょうか。</p> <p>——ご意見がないので、前回の形に戻したらいいのではないかというご意思だと思ってよいですか。</p> <p>それでいうと、中国から来られている人というのは、いわゆる残留孤児とか残留婦人とか言われている人の子孫とかいうこともあるので、あの人たちは外国人労働者として来られているわけではないということもあるんですが、在日韓国・朝鮮人と書けば、設問の趣旨自体は立つと思いますね。</p>
事務局		みなさんに問いたいんですが、この設問は学校での教育課題というところなので、今の教育で在日韓国・朝鮮人というのは触れられているんでしょうか。
委員		いざ教室で授業で扱おうとするとだいぶデリケートなテーマで、当事者のこどもも教室にいることも十分考えられるなかで、大枠でいうと、「外国人」という包括するような言い方で、“国が違えど”というようなところで展開していくというのは考えられます。ある特定の国や民族をピックアップして取り扱うというのは、小学校の現場ではないですね。中学校でもおそらくないと思います。
事務局		実は前回の調査では、ここの項目が5番を選んだ人が回答者中22.8パーセント、6番を選んだ人が2.9パーセントとなっています。
会長		それならやってみる価値はあるのかな。先ほど委員が言われたように、今のこどもたちに聞いてみたら違う結果になるとは思いますが、年配の人も含めて答えてもらうわけですよね。年代別に集計すると、どこかで変わり目が見えることがあるかもしれませんと思います。今のように、外国人という包括的な書き方をしてしまうと、そういういた目線では分析できなくなります。

	事務局	少なくとも、前回の結果とはかなり異なった結果となろうかと思います。
	会長	そうであれば、在日韓国・朝鮮人という表現に戻せばよいと思いますね、20パーセントと2パーセントじゃ全然違いますよね。
	委員	もしこどもを対象とするなら5番6番を一緒にすればよいと思います。
	事務局	あくまでも全年代を対象としたものになります。
	委員	もしこのまま外国人という表現でいくなら、選択肢は1つにしたほうが良いと思います。
	会長	前回、5番と6番で回答に10倍も差があったと聞くと、やはりもう一度この形で聞いてみた方がいいと思います。
	事務局	おそらく外国人の就労者の数が以前の調査時点ではそう多くなかったということはあると思います。
	会長	<p>昨今は、いろいろその問題が取り上げられていますので、世の中の関心としては高まっているところがあると思います。例えば50代の方が回答するときに、前回よりもはつきり、「自分は子どもの時に外国人労働者ることは学校で習ってないぞ」と思うかもしれない。前の形に戻すということでいいでしょうか。</p> <p>——反対意見がないので、それでいきましょう。</p> <p>子どもの人権問題、子どもの権利条約についてはまとめなくて良いということで結論していいでしょうか。おそらくここに記載されているものは、日本政府が出しているものを横目でみながら、加古川市独自に組み上げているものですよね。</p> <p>他にご意見ありますでしょうか。時間ももうありませんので、なければ、これで議題については終わりかなと思います。始めにもありましたように、いろいろ意見を出せるのはこの回くらいで、次回にいろいろ意見を出されてもそれはちょっとスケジュール的に困りますよというところなので、勿論意見自体は次回も言えるのでしょうか。なるべく早く意見を出し尽くしてしまったほうが事務局としては助かると思います。遠慮なくおっしゃってください。</p>
その他	事務局	次回の審議会につきましては、2月頃を予定しております。日程が決まりましたら、改めてご連絡させていただきますので

		<p>よろしくお願ひします。</p> <p>本日、お帰りになられたあとも、もし気になるような点がございましたら事務局へ直接お問い合わせいただければと思います。修正が大きくなるようでしたら、会長・副会長とも相談させていただいたうえで、改めて次回みなさんに共有させていただくという形をとりたいと思います。</p>
閉会	会長	<p>それでは、これをもちまして、議長の役を終わらせていただきます。</p> <p>委員の皆さんには、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。丁寧に議論を深めていけた回になつたなと思います。</p>
	司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、閉会にあたり副会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。</p>
	副会長	(閉会あいさつ)
	司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さんには内容をご確認いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、傍聬人の方にお渡ししている資料につきましては、回収させていただきますので、事務局職員へお渡しいただいたのち、お帰りください。</p> <p>それでは、令和7年度第2回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>